

前回会合時の報告（案）からの修正事項

1 第3章 1 (3) ア (i) 第4段落 (23ページ)

デジタル混信によって実際に難視が生じている東海地方のある地域における受信状況の例を図3.2に示す。この例では、遅延時間 $340\mu\text{s}$ の混信波が目的波とのDU比 15dB で到来し、受信破綻を起こしている例である。図中の逆バスタブ曲線は、電波産業会技術資料「地上デジタルテレビジョン放送運用規定」(以下「ARIB TR-B14」という。)に規定された地上デジタル放送において望まれる受信機特性(モード3、ガードインターバル比 $1/8$ 、64QAM変調の畳み込み符号化率 $3/4$)であり、これを超えた混信波が到来した場合は受信ができないことを示している。

(理由)

掲示の逆バスタブ曲線において、前提としたパラメータを明確にするため。

2 第3章 1 (3) ウ (i) 第2段落 (29ページ)

~~なお、上位局の電波と混信波の偏波面が異なる場合は、上位局と直交偏波とすることが与干渉の対策が容易であることから好ましいが、この場合は混信波に対して偏波面効果が見込めないため、ギャップフィルターの送信方向を受信アンテナの指向性を利用できるように、混信波到来方向と逆方向から発射するなど、混信波の抑圧が 15dB 以上確保できるようにギャップフィルターの偏波面及び送信方向や諸元など、個別に決定する必要がある。~~

としても混信波に対しては偏波面効果が見込めないことから、ギャップフィルターの送信方向を混信波到来方向と逆方向とすることにより混信波を抑圧する方法等を検討する。また、混信波の電界強度が比較的大きい場合は、不良電力を最小化する観点からは、上位局と直交させるより、混信波と直交させることが有効である場合がある。

従って、ギャップフィルターの送信偏波面は、上位局と直交偏波とすることを原則とするものの、ギャップフィルターの設置環境に応じ、偏波面及び送信方向等を個別に決定する必要がある。

(理由)

偏波面は、上位局と直交偏波とすることを原則とするものの、最終的には、ギャップフィルターの設置環境に応じて上位局波及び混信波の影響を最小化するために総合的に判断されるべきあるため。